

小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

# 小平市 地域包括ケア推進計画

(平成27年度～29年度)

概要版



住み慣れた小平で、いきいきと  
笑顔で暮らせる地域社会をめざして

平成27年3月

小平市

## 市長あいさつ

地域全体で高齢者を支えていく地域包括ケアシステムを構築していくために、このたび高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体化した「小平市地域包括ケア推進計画」を、平成27年度から29年度までを期間として策定しました。

本計画は、「住み慣れた小平で、いきいきと笑顔で暮らせる地域社会をめざして」を基本理念とし、介護が必要になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるような体制づくりを進めていくものになっています。

高齢者を支えていくためには、行政や介護保険の力だけでは限界があるため、地域が一丸となって取り組んでいくことが必要となります。高齢者自身も含めた全ての市民の皆様には、引き続き、ご協力をお願いいたします。

平成27年3月

小平市長 **小林正則**



## 計画策定の背景

### ① 超高齢社会の到来

小平市でも団塊の世代が65歳を迎え、高齢化率が21%を超えて、超高齢社会に突入しました。今後も、高齢化がさらに進行し、団塊の世代が75歳になる2025年（平成37年）に向かって、後期高齢者の急増も予測されています。

### ② 超高齢社会の課題

高齢化の急速な進行に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増や虐待の危険性などの地域社会での問題に対し、社会全体でどのように取り組んでいくのかが大きな課題となっています。

### ③ 地域包括ケアシステムの構築

可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、身近な地域で、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が急務となっています。

### ④ 2025年を見据えた計画の策定

国や東京都の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる2025年を見据え、「地域包括ケアシステム」の実現を目指す新たな計画を策定します。

## 計画策定の目的

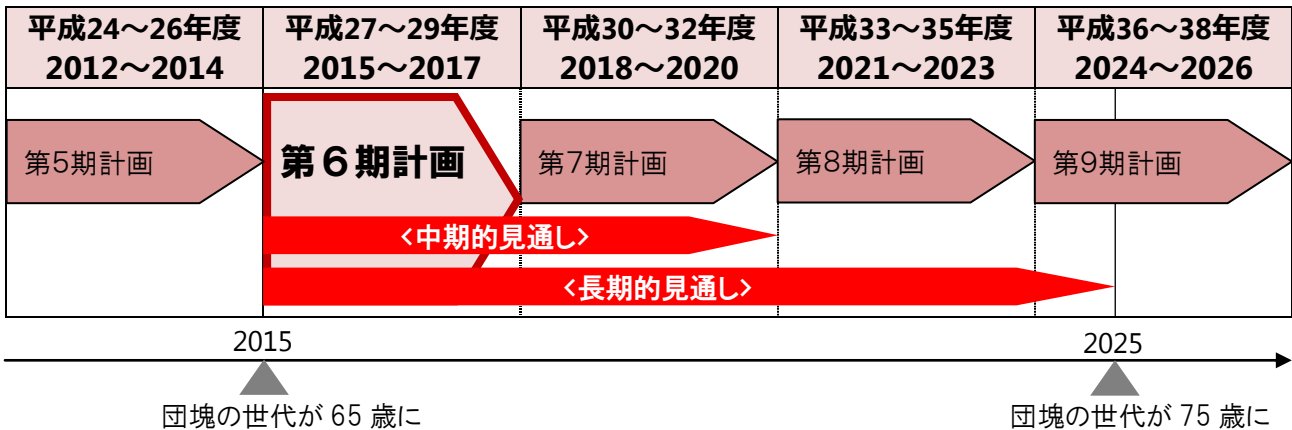
本計画は、小平市の高齢者保健福祉及び介護保険事業の運営にかかる基本理念・基本目標を定め、併せてその実現のための施策を定めるために策定するものです。

## 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

## 計画の期間

平成27年度から29年度までの3年間とし、併せて団塊の世代が75歳になる2025年（平成37年）までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。



## 介護保険制度の改正内容

介護保険制度については、計画の期間に合わせ、3年ごとに大きな見直しが行われます。第6期計画に合わせて行われる今回の制度改正は、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化等のため、サービスの充実と重点化・効率化を一体的に行う、大幅なものとなっています。

### (1) 地域包括ケアシステムの構築

#### サービスの充実

- ① 在宅医療・介護の連携推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 地域ケア会議の推進
- ④ 生活支援サービスの充実・強化

#### 重点化・効率化

- ① 予防給付（訪問介護・通所介護）の介護予防・日常生活支援総合事業への移行
- ② 特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定

### (2) 費用負担の公平化

#### 保険料軽減の拡充

- ・ 低所得者の保険料の軽減割合を拡大

#### 重点化・効率化

- ① 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ
- ② 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産等を追加

### (3) その他

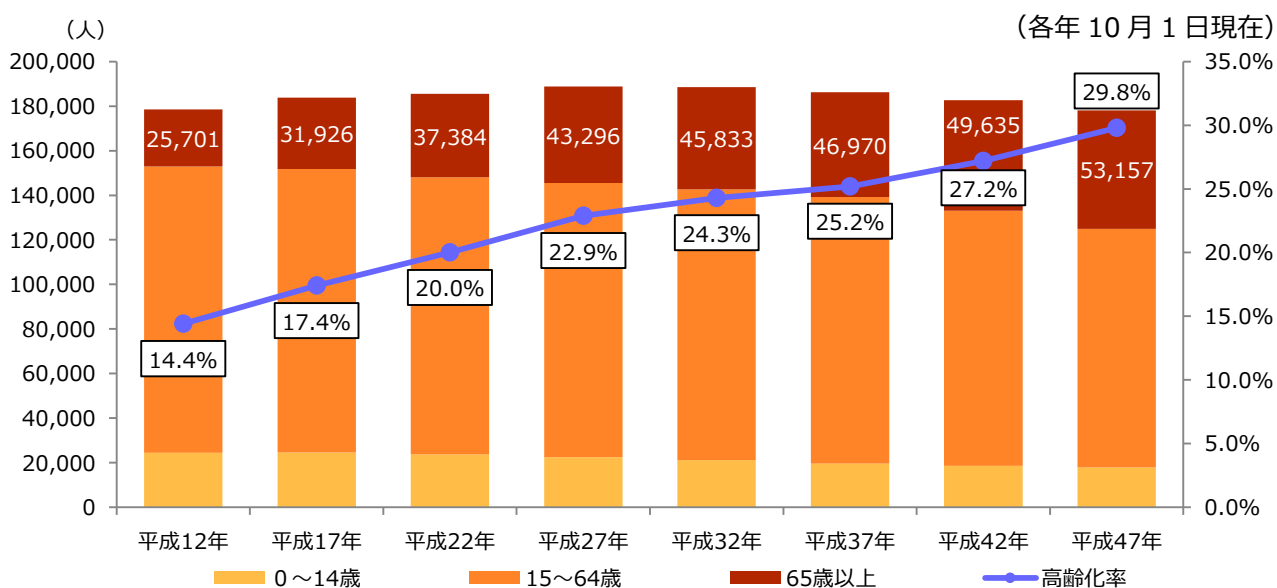
- ① サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用
- ② 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲
- ③ 小規模通所介護（利用定員19人未満）の地域密着型サービス等への移行

## 市の現状と推計

### (1) 市の人口及び高齢化の推移と推計

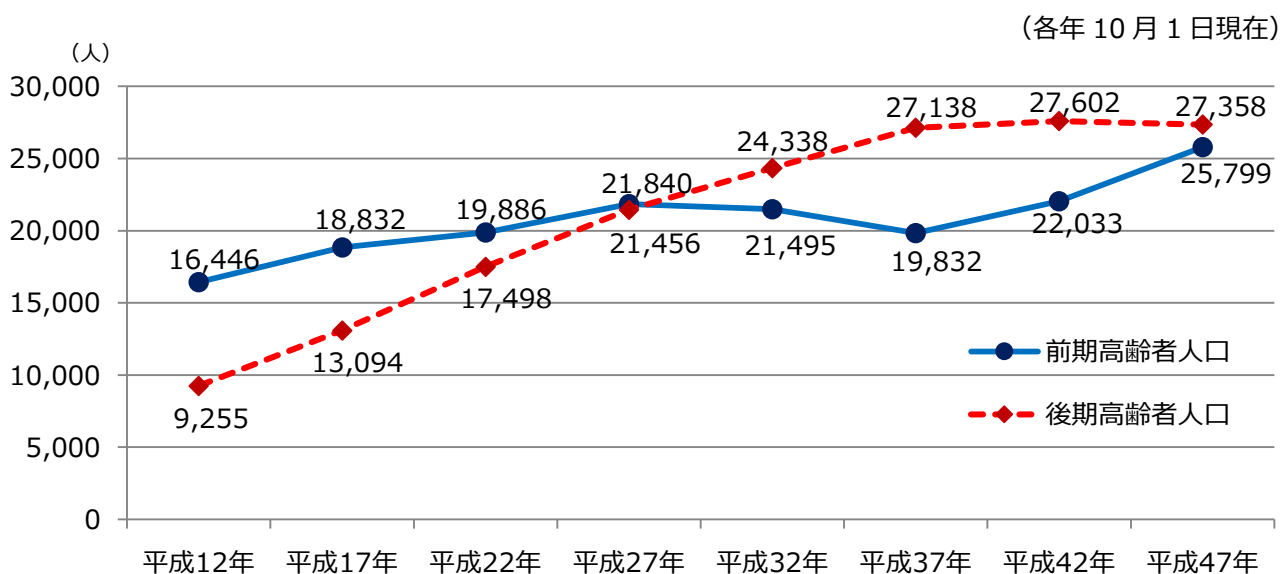
直近の国勢調査（平成22年）による小平市の総人口は、187,035人で、平成27年をピークとして、以後、漸減傾向となると推計されます。

一方、高齢者人口は37,384人、高齢化率は20.0%で、どちらも今後増加していくことが推計されます。平成47年には53,157人、29.8%にまで上昇するものと予測されます。



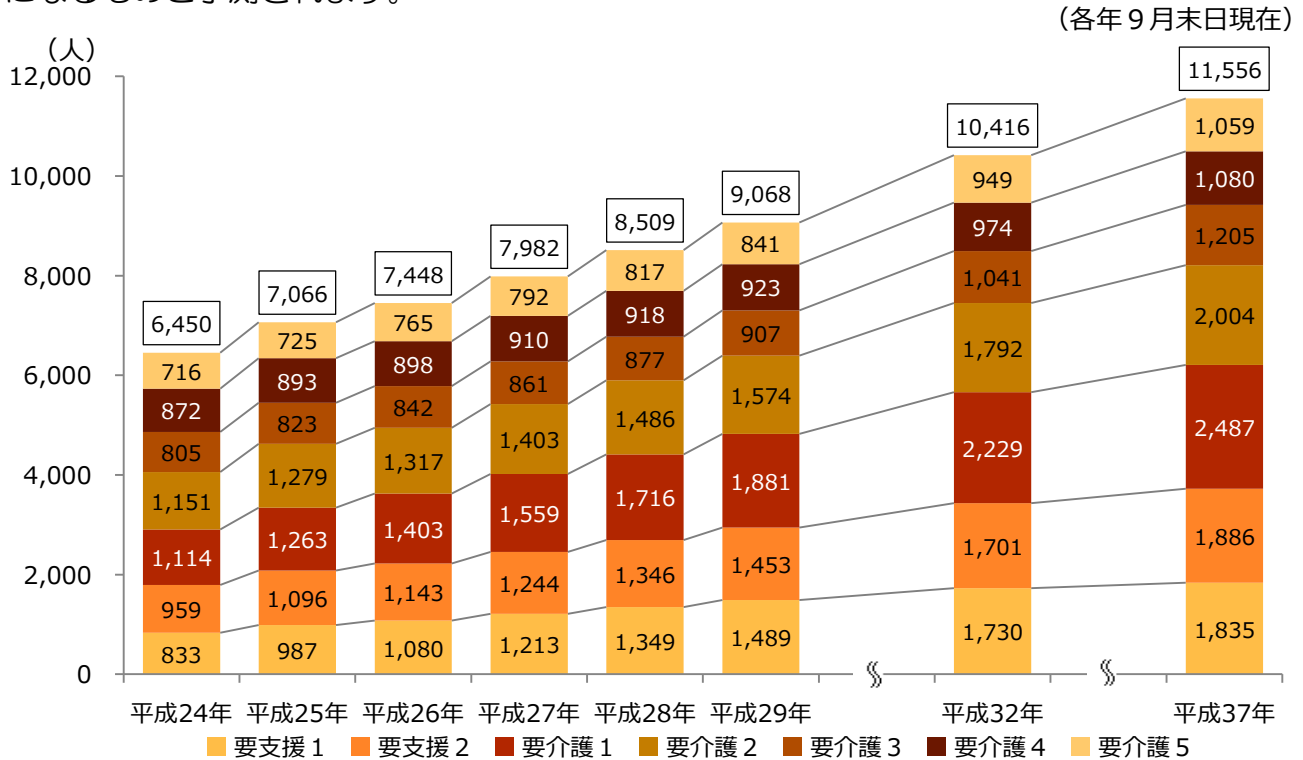
### (2) 前期高齢者及び後期高齢者人口の推移と推計

前期高齢者（65歳～74歳）及び後期高齢者（75歳以上）人口の推移を見ると、後期高齢者人口は平成37年までほぼ一貫して増加傾向にあり、平成27年には前期高齢者人口とほぼ同数となり、その後逆転するものと推計されます。以後、平成47年までは、ほぼ横ばいとなっています。



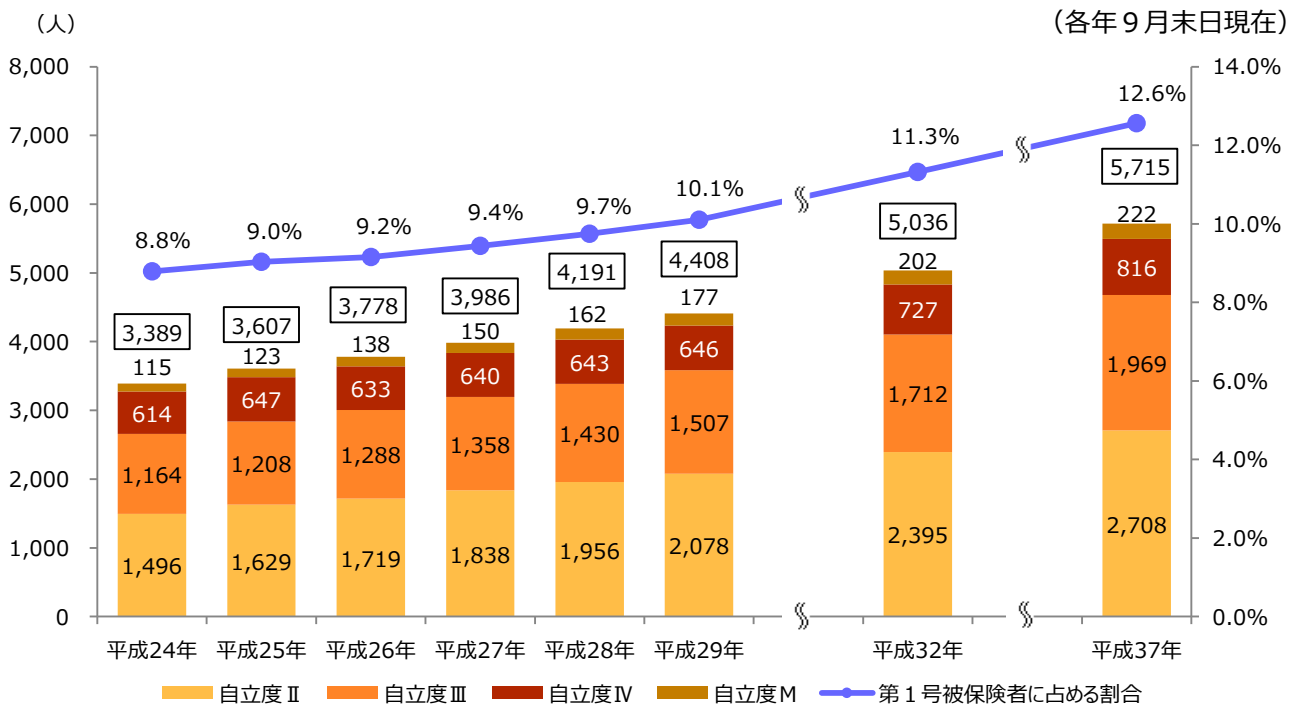
### (3) 要介護等認定者数の推移と推計

要介護等認定者数は、今後増加するものと見込まれており、平成37年には11,556人になるものと予測されます。



### (4) 認知症高齢者数の推移と推計

認知症高齢者数は今後増加するものと見込まれており、平成37年には5,715人になると予測されます。第1号被保険者に占める認知症高齢者の割合も今後上昇するものと見込まれており、平成37年には12.6%になると予測されます。



## 計画の基本的な考え方

小平市は、基本理念、基本目標を軸として、地域包括ケアシステムの考え方に基づいた5本の施策の柱に沿って、高齢者保健福祉施策・介護保険施策を総合的・体系的に推進していきます。

### 基本理念

住み慣れた小平で、いきいきと笑顔で暮らせる地域社会をめざして

### 基本目標

I いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援

II 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実

III 地域でお互いに支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの支援

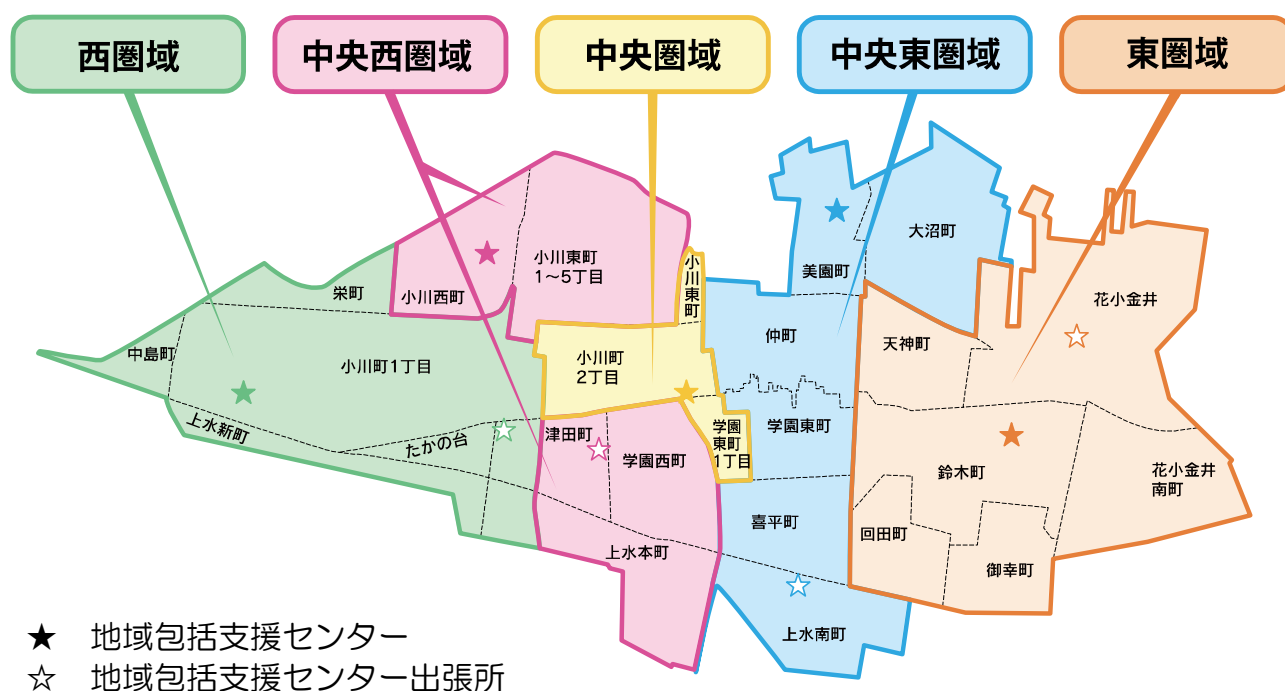
施策の柱	施策
1 介護予防や健康づくりの推進	(1) 生きがいづくり (2) 健康づくりや運動の推進 (3) 介護予防の推進
2 生活支援サービスの充実	(1) 相談体制の推進 (2) 広報活動の推進 (3) 日常生活の支援 (4) 見守り体制の充実 (5) 権利擁護システムの充実 (6) 福祉のまちづくりの推進
3 介護サービスの充実	(1) 多様なサービス基盤の整備 (2) 福祉人材の育成・支援 (3) サービスの質の向上と給付の適正化 (4) 介護家族の支援
4 医療との連携強化	(1) 介護と医療の連携の推進 (2) 認知症施策における医療との連携
5 住まいの確保	(1) 高齢者向け住宅 (2) 高齢者向け施設

## 日常生活圏域の設定と地域包括支援センター

小平市では、地域の成り立ちや人口の分布状況などから、市内を5圏域に区分し、圏域ごとの中核拠点として地域包括支援センターを設置しています。

第6期計画においても、この5圏域の考えを継承し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、それぞれの圏域の規模に応じた支援、相談、支え合い活動のしくみづくりを進めます。

また、基幹型の地域包括支援センターである中央センターが、地域包括支援センターの機能とセンター間連携の強化を図るとともに、地域で取組を行っている各地域包括支援センターのまとめ役として、支援及び指導を引き続き行っていきます。

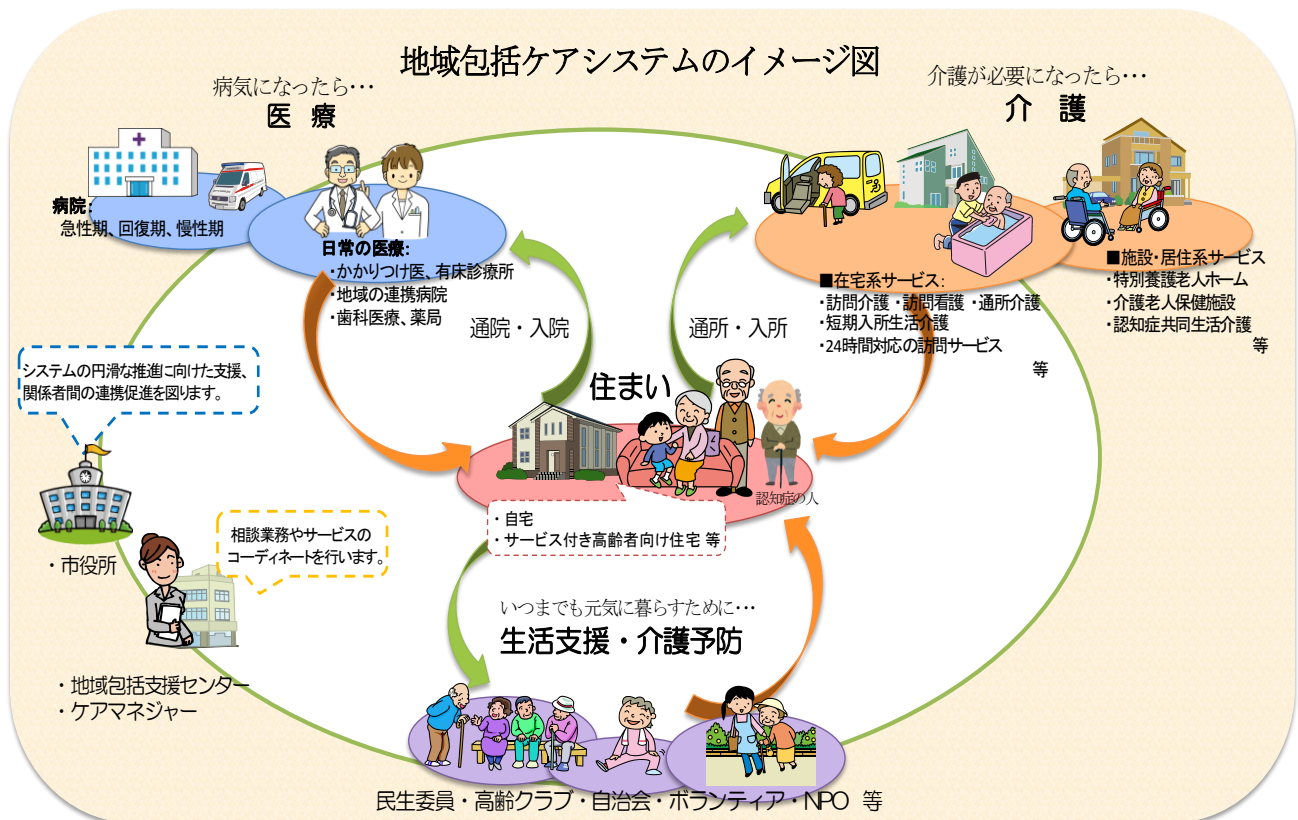


	西圏域	中央西圏域	中央圏域	中央東圏域	東圏域
町名	栄町1~3丁目 中島町 小川町1丁目 たかの台 津田町1丁目 上水新町1~3丁目 上水本町1丁目	小川西町1~5丁目 小川東町1~5丁目 津田町2~3丁目 学園西町1~3丁目 上水本町2~6丁目	小川東町 小川町2丁目 学園東町1丁目 (※)	美園町1~3丁目 大沼町1~7丁目 仲町 学園東町2~3丁目 学園東町 喜平町1~3丁目 上水南町1~4丁目	花小金井1~8丁目 天神町1~4丁目 鈴木町1~2丁目 花小金井南町1~3丁目 回田町 御幸町
地域包括支援センター	けやきの郷 ----- けやきの郷 たかの台 出張所	小川ホーム ----- 小川ホーム 四小通り 出張所	中央センター (基幹型)	多摩済生 ケアセンター ----- 多摩済生 ケアセンター 喜平橋出張所	小平健成苑 ----- 小平健成苑 花小金井 出張所

※ 中央圏域を担当する中央センターは、基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センターの統括や連絡調整、後方支援、人材育成も行うため、担当する日常生活圏域は小区域としています。

## 地域包括ケアシステムとは

- 地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。
- 国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、介護が必要になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築の実現をめざしています。
- 特に今後、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、支援を必要とする高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。



※ 地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定しています。



## 重点的な取組

本計画では、体系的に施策を推進する中で、施策を複合的に捉え、重点的な取組を3つ掲げ、中長期的な見通しを踏まえ、取り組んでいきます。

### 介護予防・生活支援の基盤整備

高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、介護サービスだけでなく、要介護状態にならないようにするための介護予防や、見守りや家事・買い物などの生活支援も重要です。

今期計画では、新たに始まる介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るとともに、見守り体制の充実にも努めていきます。

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の整備

従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行することになりました。介護予防・日常生活支援総合事業では、生活支援コーディネーターの配置等を通じて地域の支え合いの体制づくりを推進し、サービスの多様化を図り、高齢者の多様なニーズに応えていきます。

#### ◆中長期的な見通し(要支援認定者数の推移)

	実績値		推計値	
	平成26年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	1,080 人	1,489 人	1,730 人	1,835 人
要支援2	1,143 人	1,453 人	1,701 人	1,886 人
要支援認定者数合計	2,223 人	2,942 人	3,431 人	3,721 人

#### ◆介護予防・日常生活支援総合事業として検討する事業

実施目標	主体となる機関等	実施方法	検討する事業
平成28年4月	事業所主体のサービス	指定基準による報酬等	①訪問介護相当サービス ②訪問型サービスA ③通所介護相当サービス ④通所型サービスA
	市が行う事業	短期集中型を委託	①訪問型サービスC (訪問型介護予防事業   3か月～6か月単位) ②通所型サービスC (通所型介護予防事業   3か月単位)
	移動支援	通所型サービスに付随して実施	①訪問型サービスD (移送前後の生活支援)
平成29年4月	住民主体のサービス	運営費補助等	①訪問型サービスB ②通所型サービスB
	生活支援サービス	訪問型や通所型サービスと一体的に提供	①栄養改善を目的とした配食 ②住民ボランティア等が行う見守り ③自立支援に資する生活支援

## ◆介護予防・日常生活支援総合事業開始までのスケジュール

介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期については、改正後の介護保険法において、平成27年4月から平成29年3月末日までの猶予期間が設けられていますが、小平市では、サービスの充実には一定の時間がかかること、新制度への移行のための準備期間が必要なこと等を踏まえ、平成28年4月の開始をめざします。

## (2) 見守り体制の充実

地域の見守りについての普及啓発を図るとともに、地域におけるさまざまな社会資源を活用し、一人ひとりの高齢者の生活状況や意向に合わせた多様な見守りを実施していきます。

また、多様な活動主体が連携し、地域全体で見守りを進める必要があることから、さまざまな担い手や関係機関が参加する見守りネットワークを整備します。

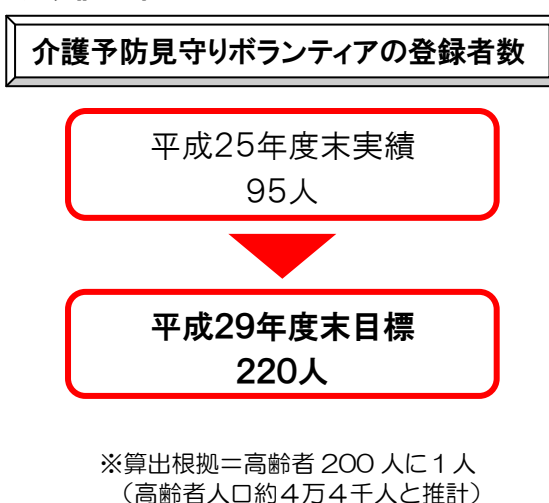
## ◆中長期的な見通し(世帯主が65歳以上の一人暮らし世帯数の推移)

	実績値	推 計 値		
	平成22年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度
世帯主が65歳以上の一人暮らし世帯数	7,578 人	9,752 人	10,983 人	11,834 人
65歳以上世帯に占める割合	33.3%	35.8%	37.0%	37.6%

## ◆主な事業

- ①介護予防見守りボランティア事業【重点事業】
- ②見守りサポーター養成研修事業
- ③高齢者見守り事業
- ④高齢者訪問給食サービス事業
- ⑤高齢者緊急通報システム事業
- ⑥おはようふれあい訪問
- ⑦民生委員・児童委員活動
- ⑧災害時要援護者（避難行動要支援者）避難支援体制の整備事業
- ⑨地域住民の運営による交流の場との連携
- ⑩見守りネットワークの整備【重点事業】

## ◆数値目標



## 認知症施策の推進

標準的な認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を作成し、医療・介護など地域の連携のもとで認知症施策を総合的に推進するとともに、認知症支援コーディネーターを配置し、認知症アウトリーチチームと連携しながら、認知症の早期発見・早期診断を図ります。

また、認知症サポーター養成講座の開催や認知症高齢者と家族の交流の場の提供、認知症に関する広報・啓発に努めることで地域住民の認知症への理解やネットワークづくりを進めていきます。

◆中長期的な見通し(認知症高齢者数の推移)

	実績値		推計値	
	平成26年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
認知症高齢者数	3,778人	4,408人	5,036人	5,715人
第1号被保険者に占める割合	9.2%	10.1%	11.3%	12.6%

◆主な事業

- ①認知症予防事業
- ②もの忘れ相談医の周知
- ③認知症相談会
- ④高齢者虐待の早期発見・防止
- ⑤成年後見制度
- ⑥認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
- ⑦小規模多機能型居宅介護
- ⑧認知症対応型共同生活介護  
（認知症高齢者グループホーム）
- ⑨認知症サポーター養成講座【重点事業】
- ⑩認知症高齢者や家族の交流の場
- ⑪認知症早期発見・早期診断推進事業【重点事業】

◆数値目標

認知症サポーター養成講座の受講者数

平成18～25年度  
年間平均受講者数  
329人

平成27～29年度目標  
年間平均受講者数  
450人

在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携を推進するための資源の現状に関する情報収集を行い、介護サービス事業者及びかかりつけ医の機能を踏まえ、病院や診療所、クリニックなどの医療機関（以下、関係機関）のリストまたはマップを作成すること等によって、市民への普及啓発や、関係機関相互の情報共有を図るとともに、在宅医療・介護連携の関係者が参加する会議や研修会の開催などを通じて、多職種に及び関係機関の連携を強化します。

また、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者のニーズに応じて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの充実と普及を図り、24時間、365日対応できる体制を構築していきます。さらに、医療・介護連携に基づいた認知症施策の充実にも努めていきます。

◆中長期的な見通し(在宅の要介護認定者数の推移)

	実績値		推計値	
	平成26年度(見込)	平成29年度	平成32年度	平成37年度
在宅の要介護認定者数 (要介護1～5)	3,582人	4,205人	4,813人	5,393人

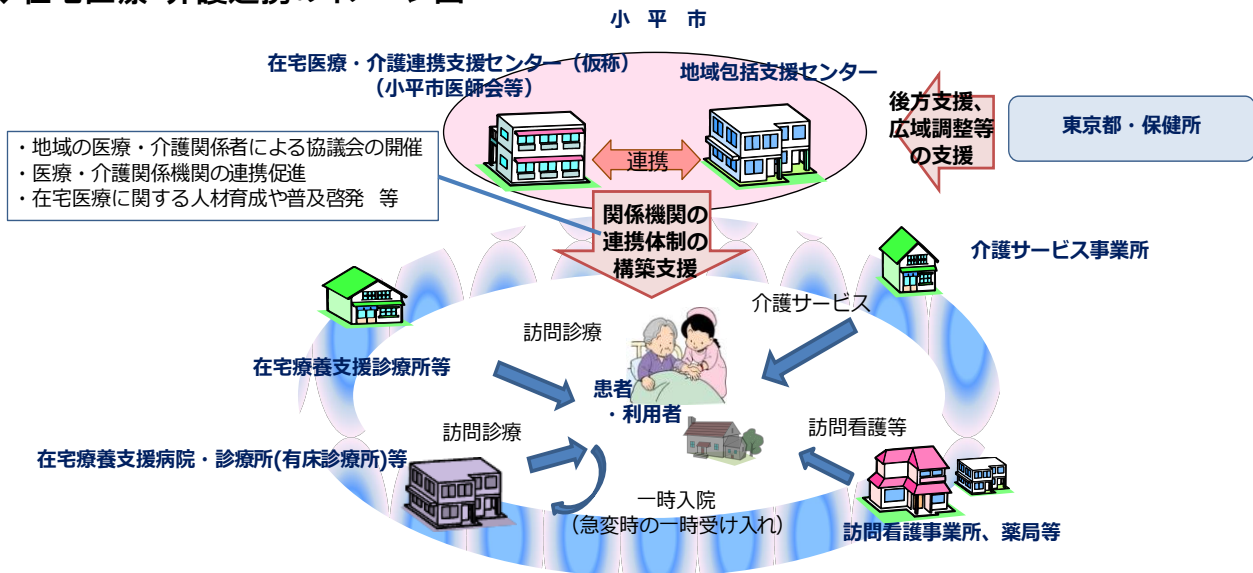
◆主な事業

- ①介護・医療連携推進事業【重点事業】
- ②地域の医療・介護サービスの資源把握
- ③在宅医療やかかりつけ医に関する地域住民への普及啓発
- ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑤歯科医療連携推進事業
- ⑥認知症早期発見・早期診断推進事業【重点事業】

## ◆到達目標

在宅医療・介護連携の推進に係る取組の方向を踏まえ、平成30年4月からの本格的な実施に向けて、小平市介護・医療連携推進事業を核とした対応や、検討を行っていきます。

## ◆在宅医療・介護連携のイメージ図



## 地域密着型サービス、特別養護老人ホーム等の整備目標

介護を必要とする高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域密着型サービスの整備を進め、多様で柔軟な介護サービスの拠点の充実を図ります。

また、特別養護老人ホームなどの入所施設の整備を求める声が多いことから、重度の要介護高齢者の生活の場として、特別養護老人ホームの整備に向けた働きかけを進めていきます。

サービス名	26年度末 (見込)	27～29年度 整備目標数	29年度末計
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1か所	1～2か所	2～3か所
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	8か所 135人	1か所 18人	9か所 153人
地域密着型通所介護	0か所	34か所(※)	34か所
特別養護老人ホーム	7か所 612人	1か所 100人程度	8か所 712人程度
軽費老人ホーム (介護専用型ケアハウス)	0か所	1か所	1か所

※ 通所介護のうち利用定員19人未満の小規模な事業所が、平成28年4月に「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに位置づけられることによる指定見込数。

# 介護保険事業の見込量と介護保険料

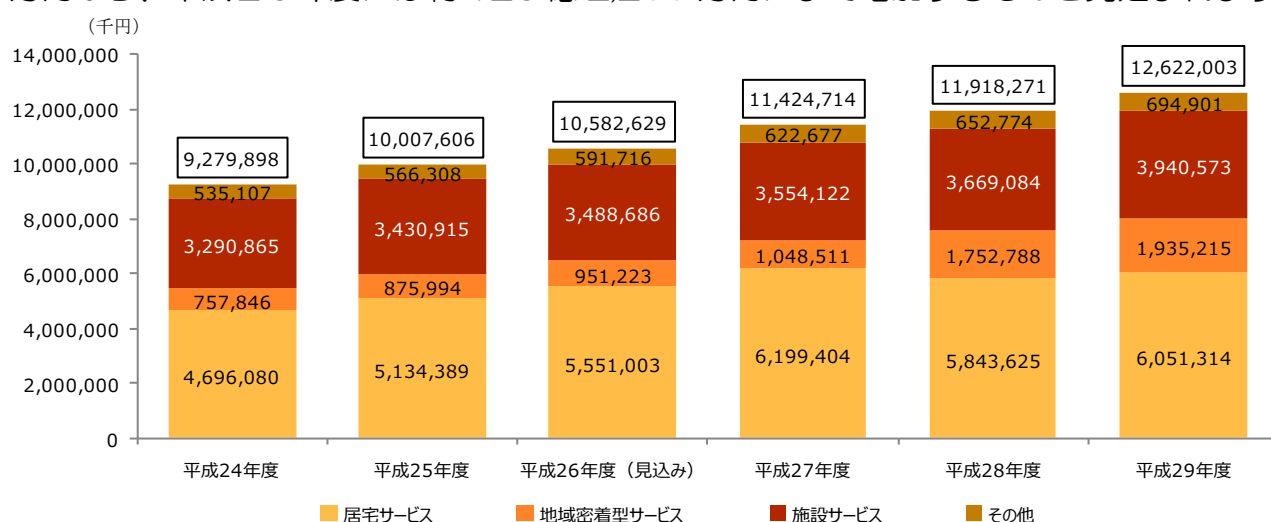
## 介護保険事業の見込量推計と保険料設定の流れ

第6期の介護保険事業の見込量及び第1号被保険者の介護保険料については、国から配布された「第6期介護保険事業計画用ワークシート」を使用して推計を行いました。

## 介護保険事業の見込量推計

### (1) 保険給付費(標準給付費)の推移と推計

認定者数の増加等に伴い、保険給付費(標準給付費)は平成25年度の約100億800万円から、平成29年度には約126億2,200万円にまで増加するものと見込まれます。



### (2) 地域支援事業費の推移と推計

地域支援事業については、介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期を平成28年4月と想定し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の移行による事業費の増加分を見込みます。

#### ◆地域支援事業費の推移と推計

(単位:千円)

	第5期実績			第6期推計		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)	59,929	73,687	79,442	87,462	371,514	664,069
包括的支援事業	166,343	169,362	160,120	169,817	229,475	245,975
地域包括支援センター運営	166,343	169,362	160,120	168,845	188,845	205,345
在宅医療介護連携推進	—	—	—	—	15,630	15,630
認知症総合支援	—	—	—	972	17,000	17,000
生活支援体制整備	—	—	—	—	8,000	8,000
任意事業	3,762	4,272	4,775	9,079	20,743	36,605
地域支援事業合計	230,034	247,321	244,337	266,358	621,732	946,649

## 介護保険料

### (1) 介護保険の財源

介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・東京都・小平市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

### (2) 介護保険料算出の手順

平成27年度～29年度における保険給付費や地域支援事業費、第1号被保険者数の推計等を基に、保険料を算出します。

### (3) 第1号被保険者保険料

第6期（平成27年度～29年度）の保険料基準月額は、保険給付費等の増加により、4,700円から5,100円に上昇します。

#### ◆保険料基準月額

	小平市	全国平均
第1期(平成12年度～14年度)	3,000円	2,911円
第2期(平成15年度～17年度)	3,200円	3,293円
第3期(平成18年度～20年度)	3,700円	4,090円
第4期(平成21年度～23年度)	3,600円	4,160円
第5期(平成24年度～26年度)	4,700円	4,972円
<b>第6期(平成27年度～29年度)</b>	<b>5,100円</b>	5,550円程度 (※)

※ 資料：平成27年度予算政府案閣議決定（平成27年1月14日）



## 第1号被保険者の所得段階別保険料額

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者</li> <li>・中国残留邦人等の支援給付受給者</li> <li>・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税</li> <li>・本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 + 前年の公的年金等の収入金額が80万円以下</li> </ul>	0.45 (0.40) ※1	27,500 円 (24,400 円) ※2
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 + 前年の公的年金等の収入金額が80万円超え120万円以下	0.65	39,700 円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 + 前年の公的年金等の収入金額が120万円超え	0.70	42,800 円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合で、前年の合計所得金額 + 前年の公的年金等の収入金額が80万円以下	0.90	55,000 円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合で、前年の合計所得金額 + 前年の公的年金等の収入金額が80万円超え	1.00	61,200 円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	1.10	67,300 円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満	1.25	76,500 円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.50	91,800 円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満	1.64	100,300 円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.78	108,900 円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	1.92	117,500 円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.06	126,000 円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.20	134,600 円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.34	143,200 円
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上	2.48	151,700 円

※1 ()内の割合は、公費による保険料軽減後の割合。

※2 ()内の金額は、公費による保険料軽減後の金額。

小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
小平市 地域包括ケア推進計画  
(平成27年度～29年度)  
概要版

発行年月 平成27年3月発行

編集・発行 小平市健康福祉部高齢者福祉課・介護福祉課  
〔平成27年4月から  
小平市健康福祉部高齢者支援課〕

住 所 〒187-8701 小平市小川町2丁目1333番地  
小平市健康福祉部高齢者支援課

電 話 042-346-9823

F A X 042-346-9498

電子メール koreishashien@city.kodaira.lg.jp